

福祉生活病院常任委員会資料

(平成21年9月15日)

[件名]

- 1 新型インフルエンザ図上訓練の結果について（危機管理チーム）
..... 1
- 2 鳥取県新型インフルエンザ対策行動計画の改定（案）について
（危機管理チーム、健康政策課） 3

防 災 局

新型インフルエンザ図上訓練の結果について

平成21年9月15日
危機管理チーム

新型インフルエンザ発生時、特に強毒型の発生時においては、欠勤率は40%になると言われている。この際、県庁業務の継続も危ぶまれ、県民生活への支障も予想される。このため、県では、このような状況下においても業務の継続を図るべく、感染のリスクを減らすツールの1つとして、パソコンを利用するweb会議システムを導入した。今回、その習熟も兼ねて図上訓練を実施した。

1 図上訓練の概要

(1) 訓練のねらい

新型インフルエンザ（強毒型）の県内発生期以降における、各部局等の非接触型による業務遂行能力の向上

(2) 日時、場所

9月11日（金）午前10時から午後5時まで
災害対策本部室及び各部局等執務室

(3) 主要訓練項目

ア web会議システムによる対策本部会議の実施

イ 非接触型による各部局等の業務遂行要領

ウ 新型インフルエンザ行動計画(案)及び同マニュアル(案)の検証(本年度改訂)

(4) 参加者

知事、副知事、各部局長等、アドバイザー（鳥大医学部教授ほか）

2 訓練の成果及び課題

(1) 成果

ア web会議システムを活用した非接触型の対策本部会議の有用性について確認できた。

イ 非接触型の各部局等（司令部、総合事務所含む）における業務実施についての検討が進んだ。

ウ 行動計画(案)及び同マニュアル(案)の改定に反映させるべき事項が確認できた。

(2) 課題

ア 窓口業務の継続などの県民サービスの維持と、それを反映した各部局等における業務継続計画の具体化

イ 公的徴収金の徴収期限の延期等の措置について検討

ウ 市町村及び関係機関を含めたweb会議の実施と、その際の円滑なシステム操作

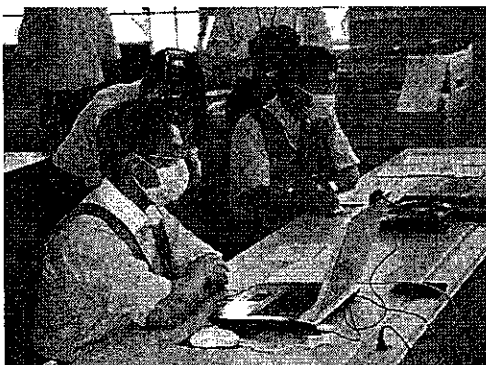
エ 強毒型発生時における、非接触型の業務遂行要領の具体化

(3) 課題への対応

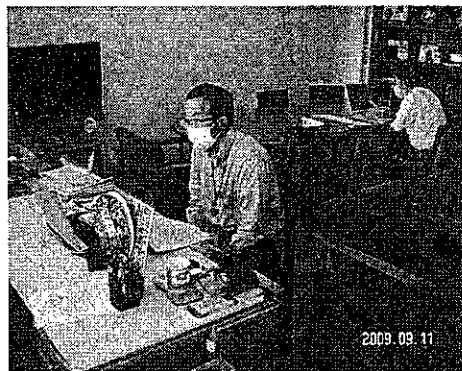
- ア 市町村及び関係部外機関を含めたweb会議システムによる会議を開催し、普段から使用することによりシステムの習熟を図る。
- イ 各部局等における非接触型の業務遂行要領について、検討をさらに深める。
- ウ 各部局等の業務継続計画の具体化について検討を進める。

3 当日の訓練風景

- ・ 災害対策本部室での様子



- ・ 執務室(商工労働部)での様子

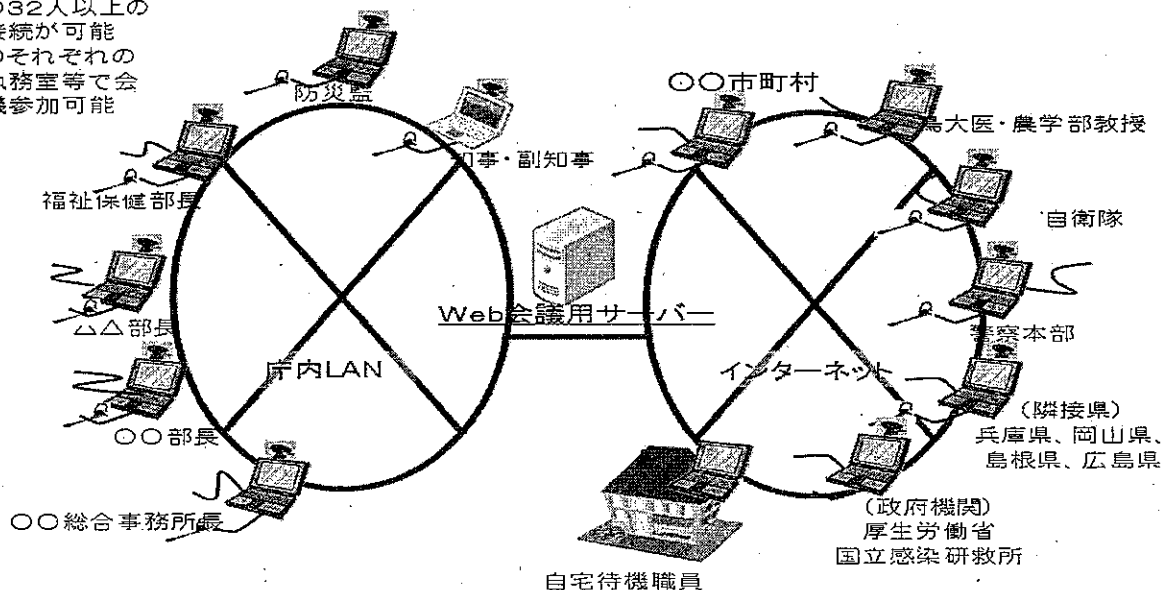


4 参考 (web会議システムについて)

web会議システムは、パソコンとインターネットを利用することで、それぞれの勤務場所で、顔の見える会議ができるシステムです。

Web会議システムを活用した新型インフルエンザ対策本部会議イメージ

- 32人以上の接続が可能
- それぞれの執務室等で会議参加可能



鳥取県新型コロナウイルス対策行動計画の改定(案)について

平成21年9月15日
危機管理チーム
健康政策課

1 計画の目的

- ・ 新型コロナウイルスが発生した場合に、ウイルスの性状に応じた適切な対策をとることで県民生活の被害を最小限に抑えることを目的
- ・ 国の「新型コロナウイルス対策行動計画」及び「新型コロナウイルス対策ガイドライン」に基づき、県だけでなく市町村や県民、事業者が行うものも含めた総合的な対策を提示

2 流行規模及び被害の想定

国の行動計画を参考に、人口の2.5%(今回の分については2.0%)が罹患すると想定

	強毒型	弱毒型(今回の分)
入院患者数	3,230~12,200人	1,785人
1日最大入院患者数	480人以上	223人
死亡者数	810~3,050人	—

3 各段階における対策

(1) 未発生期

- ・ 新型コロナウイルスの発生把握に努めつつ、発生に備えて医療体制等の整備を推進

(2) 海外発生期、国内発生期

- ・ 県は対策本部を設置し、情報収集や総合調整を行い、各種の対策を実施
- ・ 海外発生期から総合発熱相談センターと発熱外来を開設し、新型コロナウイルスへの感染が疑われる者を限られた範囲で診断・治療する体制をとり、新型コロナウイルスの県内侵入を抑止
- ・ 新型コロナウイルスの病原性等に応じて必要な範囲内で、発生国・地域への旅行や出張、広域的なイベント等を自粛

(3) 県内発生期

- ・ 感染拡大を可能な限り抑えるため、引き続き限定的な診断・治療体制を維持
- ・ 患者は感染症指定医療機関へ入院(弱毒型の場合、軽症者は自宅療養)させ、濃厚接触者は一定期間の健康観察
- ・ 新型コロナウイルスの病原性等に応じて必要な範囲内で、学校等の臨時休業、イベントや集客施設の中止や閉館等を実施

(4) 大規模流行期(まん延期・回復期)

- ・ 県民の健康被害や社会・経済への影響を最小限にするため、適切な感染防止策がとれる医療機関を事前連絡の上受診できる体制に移行
- ・ 強毒型の場合も、軽症者は自宅療養とし、濃厚接触者の健康観察も集団感染等の場合に限定
- ・ 学校等やイベント・集客施設に係る措置等は、引き続き実施するが、回復期には、それまでの体制を順次縮小し、順次通常の状態に戻す。

(5) 小康期

- ・ 社会・経済機能の回復を図りつつ、各段階で実施した対策を評価し、次の流行に備えた対策を検討・実施

4 今後の対応

- ・ 現在、市町村、医療関係者などに意見照会中。それら踏まえ、必要な修正等を加えた上で改定計画を策定する予定
- ・ なお、鳥取県新型コロナウイルス対応マニュアルについても、現在、改定作業中

<その他参考>

集団感染事例報告(7月22日~9月10日)

	教育機関					社会福祉施設	その他	合計
	幼稚園	小学校	中学校	高校	その他			
合計(件)	1	6	3	14	2	3	8	37

※ 10人以上の学校、施設、事業所等で、1週間以内に2人以上の患者発生があり、各総合事務所福祉保健局に報告のあったもの。(7月22日が、県内初の集団感染。)